

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成29年6月20日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	五味武彦君	副委員長	金丸幸司君
	清水正二君		米山昇君
	山本英俊君		池神哲子君
	樋泉明広君		

紹介議員

横山洋介君

欠席委員（なし）

傍聴議員（11名）

議長	小浦宗光君	横山洋介君
	滝川美幸君	金丸寛君
	斉藤芳夫君	山本今朝雄君
	有泉庸一郎君	三浦進吾君
	内藤久歳君	藤原正夫君
	保坂芳子君	

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	望月映樹君	福祉部長	三澤宏君
子育て健康部	小宮山正美君	保険課長	加藤文雄君
福祉課長	斉藤一己君	健康増進課長	長坂千恵子君

国民健康保険
給付係長
健康企画係長

新 奥 知 恵 君
日 本 修 君

障がい者生活
支援係長

酒 井 厚 志 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩 下 和 也 書 記 興 石 文 明
書 記 小 澤 裕 一

審査内容

- 1 条例審査
議案第45号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件
- 2 補正予算審査
議案第47号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）
議案第48号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 請願審査
請願第29-4号 ギャンブル依存症対策に関する請願書
- 4 その他

開会 午後 1時24分

○書記（小澤裕一君） 改めましてこんにちは。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、6月15日に委員会付託されました議案の審査を行います。

初めに、委員長よりご挨拶いただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、五味委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長（五味武彦君） 改めましてこんにちは。お疲れさまでございます。

きょうの山日の新聞の記事の中で、産後うつの記事が出ていました。5市町かな、がやるというふうな形です。きょうの案件の補正の予算の審査の中にも入っていますけれども、他市に先駆けてやるというのは非常にいいことだなというように思います。

きょうは、3つの議案があります。それから請願というような形です。慎重な審査、ご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しております。これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（五味武彦君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました、議案第45号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件ほか3議案の審査を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに条例審査から行い、その後補正予算審査、請願審査の順で行います。

審査に当たっては一問一答方式とさせていただきます。

それでは審査に入ります。

議案第45号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

齊藤福祉課長、お願いします。

○福祉課長（齊藤一己君） お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

議案第45号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件につきまして、ご説明いたします。

議案書19ページをごらんください。

下から3行目にあります提案理由であります、甲斐市高校生等医療費助成金支給条例（平成29年甲斐市条例第8号）の制定に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。

この提案理由にあります「所要の改正を行う必要」につきまして、初めにご説明させていただきます。

重度心身障がい者医療費助成条例では、対象となる重度心身障がい者の年齢を問わず医療保険各法で規定する療養などが行われた場合、入院の有無にかかわらず当該療養費の自己負担額を全額助成するほか、満15歳までの者は入院時の食事代も市単独事業として自己負担額を全額助成しております。

また、健常な満15歳までの者及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の対象となる満18歳までの者につきましても、当該医療費の自己負担額を全額助成するほか、健常な満15歳までの者及びひとり親家庭の満15歳から満18歳までの者は、入院時の食事代も同様に市単独事業として全額助成しております。

このような中、本年3月の定例議会において、甲斐市高校生等医療費助成金支給条例が議決され、甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例及び甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の対象者を除く健常な満15歳から満18歳までの者につきまして、医療保険各法で規定する入院時の療養費及び食事代が、本年9月1日から市単独事業として自己負担額が全額助成されることになりました。

このことから、重度心身障がい者につきましても、甲斐市高校生等医療費助成金支給条例と同様に、現在助成対象となっていない入院時の食事代にかかる自己負担額の助成を満18歳まで拡大させ、健常な者との公平性を確保するとともに、当該対象者またはその保護者に対し、経済的負担を軽減できるよう一部改正を行う必要が生じたものです。

一部改正の箇所ではありますが、市定例議会資料17ページの新旧対照表をごらんください。

第4条第1項ただし書き中「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例（平成18年甲斐市条例第7号）第3条第1項に規定する者のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」を今回「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めます。

議案書19ページにお戻りください。

ページ中ほどにあります附則ですが、施行期日、この条例は平成29年9月1日から施行する。経過措置、この条例による改正後の甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等（新条例第4条に規定する療養の給付等をいう。以下この項において同じ。）に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例によります。

以上が、本条例の一部改正の内容となります。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

委員の質疑からいきたいと思います。

質疑ございますか。

米山委員、どうぞ。

○委員（米山 昇君） こういう形にしないと、公平というんですかね、ならないと思いますけれども、その対象者がどのくらいいるんでしょうか。ひとり親とそれから重度心身障がい者両方それぞれ。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今回私どものほうで改正いたします重度心身障がい者の医療費助成の対象になります高校生に該当する部分につきましては、高校1年生が8人、高校2年生が7人、高校3年生が5人、計20人というふうになっております。受給者全体につきましては、2,087人おります。そのうちの20人が高校生ということで該当するというふうになっております。

○委員長（五味武彦君） ほか委員、ございますか。

樋泉委員、どうぞ。

○委員（樋泉明広君） 確認でございますけれども、健常者の18歳までの医療費についての助成というのはどうなっているんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 現在、甲斐市の中には重度心身障がい者を助成するもの、それからひとり親の家庭のお子さんを助成するもの、それから通常の健常児の子供を助成するものという3本の助成があるんですが、通常の健常の子供さんにつきましては、15歳までが医療費が無料という形になっております。

ひとり親の家庭につきましては、18歳までが医療費が無料というふうになっております。

重度心身障がい者につきましては、年齢を問わず一生医療費が無料というふうになっております。

今回、3月の定例議会におきまして、子ども医療費の該当にならない16歳から18歳高校生の部分につきまして、入院時の療養費とそれから入院時の食事代を助成するという条例が3月の定例議会で議決されたという形になっております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、今回の適用される医療費の助成の額ですけれども、先ほど20人が対象だということですが、どのくらいを見込んでいるのでしょうか。いろいろ中身によってだろうけれども、一応予算としてはどうでしょう。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今回、条例改正いたしますのは入院時ということですので、入院が発生しないとちょっと医療費のほうはわからないということですので、医療費についてはちょっと不明確ではございますが、食事療養費につきましては、通常、標準額というのが国のほうで定められておまして、1食当たりが360円というのが通常の住民税の課税の方にかかる食事代の金額になっております。ちなみに非課税の方につきましては、90日までの入院が1食210円、90日を超える分については160円。低所得者の非課税の全然かからないという方につきましては1食100円というのが法で決められた金額となっております。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 健常者も含めた18歳までの子供たちへの医療費の助成については、今後検討するあれがあるのでしょうか。検討していくと。今中学生までが健常者の場合は医療費が無料ですよ。高校生まではあの医療費の無料化は健常者についてはまだ、重度障がい者についてはだけれども、どうなっているの、もう一度。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） もう一度ご説明いたしますが、私ども福祉課のほうで所管いたしますのが、重度心身障がい者の医療費の助成にかかわる部分につきます。

先ほど申しましたとおり、重度心身障がい者につきましては、年齢がいっしょうまっしょう医療費が無料ということで、今回唯一対象になっていなかったのが入院時の食事代が助成の対象になっておりませんでしたので、今回、入院時の食事代を対象にさせていただこうということで改正を行います。

その改正になります理由というのが、健常児のお子さんが通常はゼロ歳から15歳まで医療費無料ということで扱っているんですが、今回の3月の定例議会におきまして、通常の通院等の医療とは別に高校生にかかる分の入院時の療養費それと食事代を無料にしましょうという条例が制定されましたので、健常者との公平性を保つために重度心身障がい者のほうも15歳から18歳まで食事代を無料にできるように条例改正を行ったという内容です。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今回の条例改正大いに評価しなきゃいかんですが、もう一つ、9月1日からの施行というのは、これはどうしてこうなったのか、それとも4月にさかのぼってやるとかそういうことは検討されなかったのかな。いかがでしょう。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 9月1日というのが、先ほどご説明いたしました高校生の入院時の条例のほうは9月1日から施行となりますので、重度心身障がい者のほうも9月1日ということであわせさせていただいたということです。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。ほか委員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を打ち切りたいと思います。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第45号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なしと認めます。討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任お願いいたします。

以上で議案第45号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

お疲れさまでした。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時40分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、補正予算審査を行います。

議案第47号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りをいたします。補正予算の内容によりある程度まとめて説明を受け質疑を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） それでは、そのようにさせていただきます。

健康増進課より第4款衛生費、第1項保健衛生費について説明を求めます。

長坂健康増進課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） お疲れさまでございます。

健康増進課から6月補正についてお願いをさせていただきます。

それでは、補正予算説明書8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、8ページをお願いいたします。

ちょうど真ん中ですけれども、4款衛生費、1項保健衛生費、3目健康推進費でございます。補正額707万7,000円の増額をお願いし、4億546万2,000円にするものでございます。

財源につきましては、国からの産婦健康診査事業補助金263万5,000円を充てます。この補助金は、産婦健康診査1回につき5,000円を基準額としてその2分の1が交付されるものであります。残りは一般財源でございます。

9ページをお願いいたします。

説明の欄になります。内容は01母子保健事業として5月の厚生環境常任委員会で説明をさせていただいた7月から新規に産婦健康診査費助成事業及び新生児聴覚検査費助成事業を開始するに当たっての経費となります。内訳として11節需用費2万3,000円は、この2つの事業の対象者に交付する産婦健康診査受診票2枚と新生児聴覚検査受診票1枚の印刷経費でございます。2つの事業の対象者は合わせて約1,200人を見込んでおります。

次の、12節役務費の2万9,000円につきましては、事業開始の7月1日以前に既に母子手帳が発行されている2つの事業の対象者に対して、受診票を交付するための郵送料となります。約400人に郵送をいたします。

次の、13節委託料の281万5,000円につきましては、2つの事業について契約が可能な14カ所の医療機関に支払う委託料であり、19節負担金補助及び交付金の421万円につきましては、県外で里帰り出産をした場合など契約ができない医療機関で受診した際に対象者に支給する償還払いの経費でございます。13節19節合わせまして、産婦健診は対象者の9割の受診を見込み約530人分の健診料金と、新生児聴覚検査は対象者全員の受診を見込んで約590人分の検査料金を計上いたしました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 今、両方合わせて1,200人を見込んでいるということの説明がありました。7月1日からの実施で1,200人ということは、通年ベースになると年間ですと大体どのくらいの人数それぞれなるのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 大体年間の出生が750前後になりますので、来年新年度予

算計上する際には750人前後、1つの事業に対して750人分を計上する予定です。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 750人年間いらっしゃるということで、産後うつのほうとか、産婦健康診査のほうは年とか2回、1回5,000円ですか、聴覚のほうは1回ですか、ということによろしいでしょうか。それから、この助成金は国庫補助が2分の1ですが、こちらの聴覚検査のほうも2分の1ということによろしいでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 産婦健診のほうは2回、新生児聴覚のほうは1回、金額は産婦が5,000円、新生児聴覚は3,000円が上限ということです。

産婦健診につきましては国庫補助金がつきますけれども、新生児聴覚検査につきましては地方交付税措置ということで既に措置がされております。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） こういうのは1回5,000円で半分みていただけるということで、当然受けた方、先ほど9割を見込んでいるということですが、精算という形できっちり2分の1もらえと思うんですけども、地方交付税算入というと理論上算入されるだけですから、あくまでも交付税は目的税ではありませんから、何にでも使えるということですので、入っているのか入っていないのか実際にはわからないということになると思うんですけども、やっぱり補助金という形で半分必ずみてもらえとか、そういう形のほうがいいと思うんですけども、そういう動きはないわけですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 今のところ国ではそういう動きがありませんので、また機会がありましたら要望してまいりたいと思います。

○委員長（五味武彦君） ほか委員長の質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認の意味で。初産の場合は当然対象になりますが、子供さんを何人おもうけになってもみんな対象になるわけですね。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 2つの事業とも、全ての産婦と新生児が対象となっております。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 視聴覚の検査ですが、聴覚ごめんなさい、聴覚検査以外に、例えば今言った見えないとかそういった検査の検診というのは、その中に何項目かあるんですよね、その中にも入っているんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 今回の助成事業はあくまでも新生児の聴覚検査ですので、耳の聞こえがどうかというものを専門の機械を使って検査するものですので、視力とかほかのものの検査は入っておりません。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。ほか委員の質疑ございますか。

なければ続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか、質疑。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、議案第47号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第47号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告については、ご一任お願いいたします。

以上で議案第47号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

お疲れさまでした。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、議案第48号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

特別会計の審査方法については、歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、保険課から議案第48号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明をいたします。

議案集31ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億5,844万5,000円とするものでございます。

補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

9款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金219万円を増額するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

めくっていただきまして、22、23ページをお願いいたします。

4款1項1目前期高齢者納付金の01前期高齢者納付金219万円を増額するものでございます。この制度は、前期高齢者65歳以上75歳未満の方に係る保険者間の医療費の不均衡を調整するための制度でございますが、前期高齢者の割合が少ない被用者保険などの保険者の多くを負担し、国保保険者の負担は少なくなっておりまして、前期高齢者交付金が交付をされるという制度でございます。この当初予算で計上しました被保険者間の負担金額が、当初は1人当たり70円と見込みまして予算を計上しておりましたが、195円と決定をされました。このため、予算に不足を生じましたことから増額をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員、どうぞ。

○委員（米山 昇君） 納付金が70円と見込んでいたものが195円に決定になったということで、当初よりも倍以上の金額になっていますが、この理由というのはどういうことでこういう倍以上の金額になったのか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） この理由につきましては、この制度自体が社会保険診療報酬支払基金が運用の主体となって事業を展開しているところをごさいますて、社会保険診療報酬支払基金のほうに問い合わせをしてみたところでは、厚労省、国のほうで決めたことなんで正確な理由についてはわからないという回答でした。ただ一般的な内容としましては、前期高齢者が増加をしていること、また医療費の高度化に伴いまして医療費そのものもふえているといったそういった事情から単価が上がったというふうには理解をしております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

米山委員、どうぞ。

○委員（米山 昇君） 歳入のほうで基金からその分を繰り入れるわけですが、あと基金の、ではこれだけ繰り入れて残高は幾らになるんですか。

○委員長（五味武彦君） できますか。基金の残高。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 29年度で当初予算も計上している分も含めまして約5億ほどになります。5億円ほどになります。

○委員長（五味武彦君） もう一回。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 28年度の積み立てた分があるわけですが、29年度当初予算で約2億、今回の補正の増額を含めまして2億6,000ほど取り崩しを予算計上しておりますので、差し引きしまして約5億円ほどになります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑も終了いたします。

これで議案第48号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第48号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任お願いいたします。

以上で議案第48号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員が退席をいたします。

お疲れさまでした。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時58分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、請願に入ります。

請願第29-4 ギャンブル依存症対策に関する請願書を議題といたします。

紹介議員より請願の内容説明等をお願いいたします。

横山議員、どうぞ。

○議員（横山洋介君） お疲れさまでございます。

ただいま委員長よりお話がありましたギャンブル依存症対策に関する請願書のほうをご説明させていただきたいと思います。

まず、請願者については、一般社団法人グレイス・ロード、ギャンブル依存症回復施設があります山梨県甲斐市竜王新町1-1、代表佐々木広でございます。紹介議員は私と滝川美幸議員、金丸寛議員でございます。

請願趣旨といたしまして、ギャンブル依存症はWHO世界保健機関が認定する精神疾患であり、2014年の厚生労働省の発表によると、日本国内におけるギャンブル依存症患者数は536万人と推計されております。

ギャンブル依存症の原因はコントロール障害のため、ギャンブルをやめたくてもやめられない状態に陥り、金銭面、人間関係、仕事、家庭が破綻し、その現実を受け入れることができず、結果的に多重債務や窃盗等の犯罪など多くの問題行動を引き起こしています。

ギャンブル依存症当事者とその家族や一般社会において、ギャンブル依存症が病気という認知、理解がないがゆえに治療と結びつかず、風潮として自己責任論で片づけられがちです。

日本国内で多くのギャンブル依存症当事者やその家族は社会的孤立の状況に追い込まれ、苦しんでいるのにもかかわらず、専門の回復施設はわずかしかなく、山梨県内においては甲斐市内にある当施設のみで、国内においても当施設含め5施設しかないのが現状です。

また、施設の運営は、民間団体が限られた資金の中で行い、国の対策はほとんど講じられていないのが実情です。

国、地方自治体が積極的にギャンブル依存症対策に取り組む体制や仕組みづくりが急務であることから、ギャンブル依存症対策費を確保し、回復プログラムや治療施設の整備やギャンブル依存症に苦しむ当事者や家族を支援する対策などを講ずるとともに、予防教育や啓発活動が必要と考えます。

以上のことから、貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご理解をいただき、関係機関に意見書の提出をしていただく請願をいたします。

請願事項1、ギャンブル依存症に悩む当事者や家族に対して、ギャンブルによる収益の一部をギャンブル依存症対策費に充てるなどをし、予防を含む回復に向けた十分なギャンブル依存症対策を講じてください。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、次の関係機関への意見書の提出をお願いいたします。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） このギャンブル依存症対策については、今国会に提出したんですが、継続審査という形になりました。もし採択ということが国会のほうで決まった場合はこの請願書を取り下げとかいろんな方法があったんですが、継続審査というふうになりましたので、こちらのほうで請願審査を行うという運びになりました。よろしくお願いいたします。

それでは内容について、紹介議員に対する質疑を行いたいと思います。

質疑ありますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 今、委員長のほうから国のほうで国会これとほぼ似た内容ですかね、もし、その内容的なものがわかりましたら、国へ出した法案ですね、どういう内容の対策とどうかどういう法案なのか、もしわかったら教えていただきたいと思いますが。

○委員長（五味武彦君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） お答えいたします。

今、先週13日に提出されているのが、あと自民党と公明党の共同で提出されているものがあります。あとその週のときに16日か17日だと思うんですが、16日だと思うんですが、民進党でも出されていて、まだその集約がなされていないのでまとまってはいないんですが、そのまま継続として臨時国会のほうで、その意見をまとめて法案はできると思いますが、国のほうで出されているのは、ギャンブル依存症等対策推進法案ということで、ギャンブル依存だけではなくて、お酒、薬についての依存症の対策を講じております。ただ、薬とお酒に関しては、今結構医療的にも取り組みが進んでいるんですが、ギャンブルに関しては特にそのほうが一番おくられているということで、それでギャンブルという名前を表に出して、その他は依存症等のほうに含まれているということは伺っております。

そこまでしか申しわけございません、わかりません。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） ありがとうございます。もう一点お聞きしたいのが、この今の請願の趣旨の中にもありましたけれども、本市内にある施設を含めて5つしかないというふうに記載してありますが、また施設の運営は民間団体が限られた資金の中で行い、国の対策はほ

とんど講じられていないというふうに記載してございますが、もしわかったらで結構ですが、
どういう資金で民間団体運営されているのか。民間団体と言ってもどういう団体かよくわか
りませんけれども、何かそういうギャンブルのほうの売り上げの中から一部回っているのか
どうなのか、何かそのどういう形で今の施設は運営がされて、資金はどうしているのかとい
うことがわかったら教えていただきたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 運営資金については、山梨の場合でお話しさせていただくと、主とな
るところは山梨ダルク、ダルクというと薬物依存症のものなのですが、山梨県は山梨ダルク
とうたっております。そこがギャンブル依存症をやろうということで、山梨に初めてつくっ
て、回復施設を竜王にということなのですが、ほとんど寄附であったり、あとは依存症のご
家族の方からのやはり寄附だったりとか、あとは依存症の当事者の方が生活保護を受けてい
る場合はそこで自分の生活もありますので、その部分も含めてやっております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 山梨ダルクというのはどういう団体。例えば社団法人とか、NPO法
人とか、どのような組織の団体なのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、また確認はしておきますが、恐らく一般社団法人だと思
います。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 国内においても当施設を含めて5施設だということになると、グレイ
ス・ロード以外に4カ所あるということですよ。それはどこどこにあるのかわかりませ
んか。

○委員長（五味武彦君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 申しわけございません。そこまで調べておりません。

〔「あ、そうですか、また後で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ギャンブルの施設というのは公営ギャンブル以外にもパチンコとかパ
チスロとかいろいろあるんですが、対象となるこのギャンブルの施設というのはどんなもの

があるのか、そこから発生するギャンブル依存症というのは何というか軽視できないわけですが、その辺はどんなふうに見ているのか、もしわかった範囲で結構でございますので、公営ギャンブルの場合は有名なのが競輪、競馬、競艇、オートレースとかあるんですが、いかがでございましょう。どういう種類のものがあって、全国にすごい数だと思うんですが、県内にはどうなんですかね。また、それわかれば、甲斐市内はどうかということもあるんですが。その辺がもしわかってたら、またわからなければまた後で調べておいてください。

○委員長（五味武彦君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません。国会のほうでIR推進法が成立を受けて、今そちらのほうからお話しさせていただくと、今IR法のほうで誘致の名乗りを上げている自治体は、昨年の12月現在なんですけど、北海道で3自治体、あと東京、横浜、大阪、長崎の7自治体が誘致の名乗りを上げております。これは2016年12月現在でございます。

今どういう、いわゆる公営賭博含めてどういうものがあるかというお話なんですけど、公営賭博という施設でお話しさせていただくと、オートレースが全国で今5カ所、競輪が43カ所、競艇が24カ所、競馬が中央地方合わせて25カ所になっております。この公営のほうは、それぞれ各省が、国の管理されているところがあって、オートレースと競輪については経済産業省、オートレースに関しては国土交通省、競馬に関しては農林水産省の管轄でされているそうなので、今現在97カ所のそういった公営の場所があるんですが、そのほかに場外の販売施設がありますので、有名であるのがウインズという場外馬券場で、この甲斐市には大きいサテライト双葉というものがありますが、複合型場外販売施設というのがあります。

ちなみにサテライト双葉の利用者数は、ちょっとすみません古いデータしかちょっと見つからなかったんですが、平成23年度でサテライト双葉の年間入場者数が31万7,000人。ミニボートピアというのがあるんですがその競艇のですね、年間で13万4,000人だったそうです。はい。一応そういう状況でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） これだけの施設があって、ギャンブルを勧めているわけですから、その手の依存症の対象者がたくさん出てくると、530万以上いるということですから大変な状況ですよ。一刻も早く当面やっぱり依存症対策を国のほうでも施行していただいて進めていただいて対応してもらいたいなとこんなふうに思っています。

以上です。

○委員長（五味武彦君） ほか委員の質疑ございますか。

なければ、はい、もう一度。横山議員。

○議員（横山洋介君） 失礼しました。先ほど、米山議員より山梨ダルクがどういう団体だということ調べてところ、NPO法人になっております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 委員の質疑よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

これより本請願について、順次各委員の意見を求めます。

副委員長からお願いします。

金丸副委員長お願いします。

○委員（金丸幸司君） 横山議員が言ったように、公明党としてもこれ依存症、依存症等ですけども、出しているんですけども、これに対して賛成という立場でして、先ほど言ったとおりアルコール依存や薬物依存は既に対策は進んでいるんですけども、このギャンブルだけはちょっとおくらせているということで、公明党の主張ではあくまでもこれを両方一緒にして進めていくという立場なんですけれども、実はギャンブルこの依存症については本年の3月に論点が整理された内容が出ていて、ちょうどきょう、今議論まさに国のほうでも有識者と交えていろいろもう論点それを踏まえて議論されているということもあって、いろいろ難しい部分はあるかと思うんですけども、前向きに進めていっていただきたいなということもありますので、賛成という立場で。

○委員長（五味武彦君） 米山委員、どうですか。

○委員（米山 昇君） ギャンブル依存症というのが536万人以上いるという現実、先般の国会でもIR法ですか通過をして、さらにそういうギャンブル環境というんですかね、そういうこともふえてくるということで、ますますそういう依存症になる方がふえていくのではないかという状況が出てきまして危惧されているところですので、やはりこうした方々を回復させる施設というのももっとたくさんところに全国の中であるべきであって、そういう方々を社会復帰できるように国の責任ですべきではないかというふうに思いますので、この請願に対しては採択をして、意見書を提出すべきだということに賛成でございます。

○委員長（五味武彦君） 続いて清水委員お願いいたします。

○委員（清水正二君） ギャンブル依存症というのでギャンブル自体は楽しく健康的にやるといのが大もとなんでしょうけれども、こういった形でもってやるのも、同意書で非常に社

会的にあれだということで、今も継続審査ということになっているということで、そういう形でもって社会復帰できるような形がとればというふうな思いを込め、賛成という立場で。

○委員長（五味武彦君） 採択ということでよろしいでしょうか。

山本委員お願いします。

○委員（山本英俊君） 採択ということで。

○委員長（五味武彦君） 採択でよろしいですか。

池神委員はいかがですか。

○委員（池神哲子君） 採択でお願いします。

○委員長（五味武彦君） 採択でよろしいですか。

樋泉委員はいかがですか。

○委員（樋泉明広君） 採択をお願いしたいんですが、やはり今現在このギャンブル依存症というのが、大変な深刻な状態になっているということで、一刻も早くこれは政府もカジノ解禁推進法などを通さないで、一方ではギャンブルを推進しながら一方ではギャンブル依存症対策と、矛盾していると思うんですよね。やはりできるだけこのギャンブル施設を少なくするという方向に進めながら、やっぱり今いるギャンブル依存症を対策を立てるとというのが筋だと思いますよね。だからそういう点では今後の課題ではありますが、とりあえずギャンブル依存症対策は必要であるということで、賛成したいと思います。

○委員長（五味武彦君） 採択ということでよろしいですか。

以上で各委員の意見が終了いたしました。

ここでちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時18分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

これより請願第29-4 ギャンブル依存症対策に関する請願書について採決をいたします。

本請願は採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 採択とすることに異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

委員会報告については、委員長にご一任お願いいたします。

以上で請願第29－4の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、意見書の配付を行います。

しばらく休憩させていただきます。

休憩です。はい。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時21分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

先ほど採択されました請願は関係機関への意見書の提出が求められておりますので、これより意見書（案）について協議をいたします。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 小澤事務局。

○書記（小澤裕一君） それでは、お配りした意見書（案）の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

ギャンブル依存症対策に関する意見書（案）

ギャンブル依存症はWHO（世界保健機関）が認定する精神疾患であり、2014年の厚生労働省の発表によると日本国内におけるギャンブル依存症患者数は536万人と推計されている。

ギャンブル依存症の原因はコントロール障害のため、ギャンブルをやめたくてもやめられない状態に陥り、金銭面・人間関係・仕事・家庭が破綻し、その現実を受け入れることができず、結果的に多重債務や窃盗等の犯罪など多くの問題行動を引き起こしている。ギャンブル依存症当事者とその家族や一般社会において、ギャンブル依存症が病気という認知・理解がないが故に治療と結び付かず、風潮として自己責任論で片づけられがちである。日本国内で多くのギャンブル依存症当事者やその家族は社会的孤立の状態に追い込まれ苦しんでいるのにも関わらず、専門の回復施設はわずかしかなく、国内において5施設しかないのが現状

である。また、施設の運営は民間団体が限られた資金の中で行い、国の対策はほとんど講じられていないのが実情である。

国、地方自治体が積極的にギャンブル依存症対策に取り組む体制や仕組みづくりが急務であることから、ギャンブル依存症対策費を確保し、回復プログラムや治療施設を整備やギャンブル依存症に苦しむ当事者や家族を支援する対策などを講ずるとともに、予防教育や啓発活動が必要である。

以上のことから、下記の事項について強く要望する。

記。

1 ギャンブル依存症に悩む当事者や家族に対して、ギャンブルによる収益の一部をギャンブル依存症対策費に充てるなどをし、予防を含む回復に向けた十分なギャンブル依存症対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月。山梨県甲斐市議会議長 小浦宗光。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上で説明を終わります。

○委員長（五味武彦君） ただいま、事務局より意見書（案）について説明が終わりました。

この意見書（案）について修正箇所等々がございましたら皆さんにご意見をお伺いしたいと思います。

しばらく時間とります。

それではご意見お伺いしたいと思います。

質疑、応答に入ります。

ございますか。

樋泉委員、どうぞ。

○委員（樋泉明広君） 意見書（案）の記と書いてありますけれども、その上のほうから3行目だね。結果的に多重債務や窃盗等の犯罪など多くの問題行動を引き起こしていると、それで。

○委員長（五味武彦君） もう一回すみません。もう一回場所を教えてください。

○委員（樋泉明広君） 下から3行目のギャンブル依存症に苦しむという項があるんですが、その前に、回復プログラムや治療施設を、のだよねこれ。

○委員長（五味武彦君） のですね。

○委員（樋泉明広君） 整備や、これ、やを点にしたらどうかと。そこの辺の文言をどうすりゃいいかな。

○委員長（五味武彦君） 問題はのですね。回復プログラムや治療施設の整備、ここ点がいいんですか、それともやにしましょうか。

○委員（樋泉明広君） 点がいいか。のと点。

○委員長（五味武彦君） のと点ですか。等でもいいですね。

整備し、でどうですか。やをしにして。

回復プログラムや治療施設の整備、をか。治療整備をだ、そうなると。を整備し、か。をですね。

それではもう一回読みます。

回復プログラムや治療施設を整備し、点でギャンブル依存症にどうのこうのというところでどうですか。をはそのままにして、整備し点。

どうぞ、米山委員。

○委員（米山 昇君） 今のところは、し点でいいかと思うんですが、あとちょっと2点ばかり引っかけたんですが、上から6行目のところに、結果的に多重債務や窃盗等の犯罪など多くの問題行動を引き起こし、こういう形が、多くの問題行動というのが窃盗等の犯罪ということなんだけれども、何かギャンブルをされて依存をされている方は窃盗等の犯罪が多いというのこうちょっととられちゃってこの辺ここまで書く必要があるのかなということが一点と、もう一つの記でもって国に要望することですけれども、ギャンブル依存症に悩む当事者や家族に対して、ギャンブルによる収益の一部をギャンブル依存症対策に充てるなどをし、というところがあるんですが、これもわざわざ何もギャンブルの収益の一部でなくても、当事者や家族に対して例えば国の責任においてというような形で、ギャンブル依存症対策を講ずることとかという形に、何かギャンブルの一部を使ってギャンブルのあれに充てろというのもちよっといかがかなと思いますけれども、その辺どうでしょうか。その辺を直すことはいかがかと思います。

○委員長（五味武彦君） では2つあります。

上から6行目、結果的に多重債務や窃盗等の犯罪、ここがちょっと強過ぎるんじゃないかと。特定し過ぎるんじゃないかという意見ですね。

まず、こちらのほうからちょっと修正に入りたいと思います。

窃盗等の犯罪。

〔「柔らかく言うのであれば、結果的に多重債務や多くの問題行動を引き起こすというような形でそこだけカットする」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） カット、そのほうが柔らかいことは柔らかいですね。

〔「窃盗等の犯罪っていうのをカットしちゃえば、多くの問題行動っていう中にそういうことも入ると」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 結果的に多重債務など多くの問題行動を、問題行動か。問題をか。そうなると問題行動の行動が要らなくなっちゃいますね。

〔「やでやれば問題行動で、などって言っちゃうと」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） もう一回話します。結果的に多重債務や多くの問題行動を引き起こすと、こんな形でどうですか。

もう一つ、記のほうのすぐ下。ギャンブル依存症に悩む当事者や家族に対して、今はギャンブルによる収益の一部をとということにしていますが、ここがギャンブルの依存症対策費に対してギャンブルの収益を充てるといふのはいかがなものかという意見です。

ここを、国の責任においてギャンブル依存症対策を講ずるか。

〔「その下のほうね、国、地方自治体の責任が出てるんだよね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） あ、出てるね。

〔「下から5行目の上のほうに」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 出てますね。ということはその行全部カットでもいいのか。

ギャンブルによる収益の一部をギャンブル依存症対策費に充てるなどをし、のところを、もうここに国の責任においてというふうに言いかえて、予防を含む回復に向けた十分なギャンブル依存症対策を講ずることと。大分すっきりはしてきますけれども。

ほかの委員さん、いかがですか。

今の案は、1、ギャンブル依存症に悩む当事者や家族に対して、国の責任において予防を含む回復に向けた十分なギャンブル依存症対策を講ずることというふうな形になります。

よろしいですか。

〔「もう一回刷り直してこいよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 了解いただいたということで、3カ所ちょっと直していただけますか。休憩に入ります。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時43分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

まだ1カ所だけ直っていないところがありますが、このまんまでも通ずるかなという箇所もあります。

6行目です。前の分から言うと、その現実を受け入れることができず、結果的に多重債務、原案で直したところでは多重債務や多くのところだったんですが、ここはまだ多重債務など多くの問題ということで、どちらでも通ずるかなということなんですが、皆さんのご意見のとおりやにしたほうかいのかなどでよろしいか。

などでよろしいですか。

問題なかろうと思いますんで。

そのほかは、本文の下から3行目あたりですかね、回復プログラムや治療施設を整備し、という形に、それから記の下、1をとった。

それから中間の文章を、国の責任において、予防を含む回復に向けたどうのこうのという形になります。

事務局、もう一回では朗読をお願いします。

小澤事務局。

○書記（小澤裕一君） 改めまして朗読させていただきます。

ギャンブル依存症対策に関する意見書(案)

ギャンブル依存症は、WHO（世界保健機関）が認定する精神疾患であり、2014年の厚生労働省の発表によると日本国内におけるギャンブル依存症患者数は536万人と推計されている。

ギャンブル依存症の原因はコントロール障害のため、ギャンブルをやめたくてもやめられない状態に陥り、金銭面・人間関係・仕事・家庭が破綻し、その現実を受け入れることができず、結果的に多重債務など多くの問題行動を引き起こしている。ギャンブル依存症当事者とその家族や一般社会において、ギャンブル依存症が病気という認知・理解がないが故に治療と結び付かず、風潮として自己責任論で片づけられがちである。日本国内で多くのギャンブル依存症当事者やその家族は社会的孤立の状態に追い込まれ苦しんでいるのにも関わらず、

専門の回復施設はわずかしがなく、国内において5施設しかないのが現状である。また、施設の運営は民間団体が限られた資金の中で行い、国の対策はほとんど講じられていないのが実情である。

国、地方自治体が積極的にギャンブル依存症対策に取り組む体制や仕組みづくりが急務であることから、ギャンブル依存症対策費を確保し、回復プログラムや治療施設を整備し、ギャンブル依存症に苦しむ当事者や家族を支援する対策などを講ずるとともに、予防教育や啓発活動が必要である。

以上のことから、下記の事項について強く要望する。

記。

ギャンブル依存症に悩む当事者や家族に対して、国の責任において、予防を含む回復に向けた十分なギャンブル依存症対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月。山梨県甲斐市議会議長 小浦宗光。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 朗読終わりました。よろしいでしょうか。

よろしければ、これで意見書案の協議を終了いたしますが、賛成委員の皆さんには後ほど意見書への署名をお願いしたいと思います。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでございました。

次に、その他に入ります。

委員より何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 事務局から何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時47分